

親会社開示、TOB見直しの 証取法改正法成立

制度調査部
横山 淳

2005年証取法改正

【要約】

2005年6月22日、「証券取引法の一部を改正する法律」が可決・成立した。

改正法には、西武鉄道事件を受けた「親会社開示」や、ライブドアによるニッポン放送株式取得を巡る「TOB制度見直し」なども盛り込まれている。

具体的には、上場会社の親会社等の開示義務、TOB制度の見直し、英文による開示の認容などである。

衆議院での修正で、継続開示に対する課徴金制度の創設も盛り込まれている。

2005年6月22日の参議院本会議で、「証券取引法の一部を改正する法律案」¹が全会一致で可決・成立した。

改正法には、西武鉄道事件を受けた「親会社開示」や、ライブドアによるニッポン放送株式取得を巡る「TOB制度見直し」なども盛り込まれている。

主な改正事項をまとめると次のようになる。

事項	概要	条文	施行期日(予定)
TOB制度の見直し	取引所での売買であっても、一定の売買方法(1)で、買付け後の株券等保有割合が1/3超となる場合は、TOB規制の対象となる。	改正証取法27の2	公布日から起算して10日を経過した日より施行
親会社等状況報告制度(上場会社の親会社等の開示義務)	上場会社の親会社等(有価証券報告書提出会社を除く)に対して、「親会社等状況報告書」による開示を義務付ける。	改正証取法24の7	2006年4月以降開始する親会社等の事業年度より施行。
	同報告書の虚偽記載に対しては刑事罰や損害賠償責任を課す。	改正証取法21の2、	
英文による継続開示	外国会社等については、一定の要件を満たせば、外国で開示が行われている英文の開示書類を提出することが認められる。	改正証取法24～など	2005年12月以後段階的に施行

¹ 実際の条文は金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162.html#02>) に掲載されている。

継続開示義務違反に対する課徴金制度 (2)	有価証券報告書等の虚偽記載に対しても課徴金の対象とする。	改正証取法 172 の 2	2005 年 12 月 1 日以後提出分から適用 (当初 1 年間は経過措置あり)
----------------------------	------------------------------	------------------	--

- (1) 法律上は明記されていないが、ToSTNeT-1 などの立会外取引が対象となるものと思われる。
(2) 衆議院財務金融委員会での議員立法による修正で盛り込まれた。

なお、詳細は下記のレポートを参照されたい。

- 横山 淳「TOB 対象の拡大」(2005 年 3 月 29 日付 DIR 制度調査部情報)
横山 淳「親会社等の開示義務」(2005 年 3 月 30 日付 DIR 制度調査部情報)
横山 淳「外国会社の英文開示の解禁」(2005 年 4 月 4 日付 DIR 制度調査部情報)
横山 淳「有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金」(2005 年 5 月 19 日 DIR 制度調査部情報)